

## 市立病院の未利用地活用事業に係る訴訟の判決について

令和元年6月28日

盛岡市立病院

### 1 訴訟の概要

- (1) 訴状の年月日 平成29年4月26日（盛岡市受理日 平成29年5月16日）  
(2) 事件番号 平成29年（ワ）第82号地位確認請求事件  
(3) 原告 [REDACTED]  
(4) 被告 盛岡市（代表者 盛岡市病院事業管理者盛岡市立病院院長 [REDACTED]  
(5) 請求の趣旨 本店を郡山市に置く [REDACTED] の100%子会社である原告が、盛岡市立病院用地借地予定事業者募集に係る借地予定事業者の地位を有することの確認を求める。

### 2 訴訟の経過

平成29年4月に訴訟が提起された以降、これまで4回の口頭弁論を始め、証人尋問及び6回の弁論準備が行われた。

口頭弁論では、原告及び被告双方から提出のあった証拠書類の確認などが行われ、また、証人尋問では、原告側2人、被告側1人が出廷したほか、弁論準備では、口頭弁論に向けた双方の準備書面の認否及び反論などが行われた。

平成29年6月16日 第1回口頭弁論（公開）  
7月28日 第1回弁論準備（非公開）  
10月11日 第2回弁論準備（非公開）  
12月21日 第3回弁論準備（非公開）  
平成30年3月2日 第4回弁論準備（非公開）  
4月20日 第5回弁論準備（非公開）  
7月11日 第6回弁論準備（非公開）  
10月26日 証人尋問（公開）  
12月27日 第2回口頭弁論（公開）  
平成31年2月21日 第3回口頭弁論（公開）  
4月11日 第4回口頭弁論（公開）－第一審の口頭弁論終結  
令和元年6月14日 判決

※場所はいずれも盛岡地方裁判所である。

### 3 原告及び被告の主張

#### (1) 原告

- ア 原告は被告の承諾のもと設立された本店を郡山市に置く [REDACTED] という。)の100%子会社であり、原告と [REDACTED] は実質的に同一である。  
イ 原告設立の経緯や被告の借地事業準備行為等への協力の経緯から、被告は [REDACTED] か

ら原告へ借地予定事業者の地位の譲渡につき明示又は暗黙の承諾をしていた。仮に、明示又は暗示の承諾がなかったとしても、信義則上、譲渡に対して被告が承諾したものと見なされるべきである。

## (2) 被告

ア 原告の代表者は被告に対し、平成29年1月11日までの間、平成28年6月2日に [REDACTED] の代表を辞任していたことを秘しており、被告が一度も原告を借地予定事業者として扱ったことがないこと、[REDACTED] が原告の債務の連帯保証を拒否したこと等から、原告と [REDACTED] が実質的に同一とはいえない。

イ 被告と [REDACTED]とのこれまでの交渉経緯等から、被告が [REDACTED] から原告に對し借地予定事業者の地位の譲渡を承諾した事実がないことは明白である。また、被告が信義則に違反する行為をした事実もない上、そもそも承諾したものと見なされる法的根拠がない。

## 4 判決の概要

(1) 判決日時 令和元年6月14日（金） 午後1時30分

(2) 場 所 盛岡地方裁判所 301号法廷

(3) 判決内容

ア 主文 原告 [REDACTED] の請求を棄却する。

イ 判決の主要な要旨（本件の争点と裁判所の判断）

・争点①：原告と、借地予定事業者として決定した [REDACTED] が実質的に同一といえるか。

→原告の代表者が、[REDACTED] の代表者を辞任した時点で、原告と [REDACTED]とのつながりは全くなくなったものであり、原告と [REDACTED] は実質的に同一でない。

・争点②：[REDACTED] から原告への借地予定事業者の地位の譲渡を、被告が明示または默示に承認したか。

→被告が、[REDACTED] から原告への地位の移転を承認したと認められる事実はない。

・争点③：交渉の経過を踏まえると、地位の譲渡に係る被告の不承認は、信義則違反か。

→交渉の経緯を踏まえても、被告に信義則に反する行動があるとはいえない。

## 5 今後の対応

(1) 訴訟関係

令和元年6月28日 全員協議会

7月1日 控訴期間満了

7月上旬以降 今後の対応について弁護士と協議

(2) 損害賠償請求訴訟の提起について

今後、損害賠償請求訴訟の提起の可能性もあることから、併せて、弁護士と協議しながら、適切に対応していく。

(3) 未利用地の活用の検討

原告の動向を注視しながら、判決が確定した場合、改めて未利用地の活用方法について検討を進めることとする。